

奈良県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
永野 一希	ももいろ接骨院 大和郡山市柳町七―六	平成二十六年七月一日
前川 憲一	前川施術所 天理市西井戸堂町四三〇番地五	平成二十六年七月一日
吉川 智則	やすらぎ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字新町一三一 五ブルジュール一〇一	平成二十六年七月一日
谷野 正信	たにの鍼灸院 大和高田市蔵之宮町一〇―三	平成二十六年七月一日
田尻 卓士	ふれあい鍼灸整骨院 大和高田市片塩町二二―一	平成二十六年七月一日
矢野 雅史	（出張業務） 天理市二階堂上ノ庄町七八―四 ラ・ルミエールA―一〇二	平成二十六年七月一日
上原 一高	沙羅鍼灸院整骨院 生駒市俵口町一〇八五―一 生	平成二十六年七月一日

阪口 勝彦	
さかぐちマッサージ 檀原市石川町四二五 オークマ ンション三〇一号室	駒メデイカルビル二〇二
平成二十六年七月一日	